

地方公共団体の財政の健全化に関する
法律に基づく健全化判断比率・資金不足
比率の公表について

令和3年10月

今治市企画財政部財政課

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率

今治市の令和2年度決算に係る健全化判断比率は次のようになっています。どの比率も早期健全化基準を超えるものではありません。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.35)	— (16.35)	11.6 (25.0)	— (350.0)
—	—	12.2	—

() 内は早期健全化基準 ※下段は令和元年度の比率

1 実質赤字比率

実質赤字比率の算定となる会計及びそれぞれの決算状況は次表のとおりです。実質赤字は生じていないため、実質赤字比率は「—」(実質赤字なし)となります。

一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	翌年度へ繰越 すべき財源 (C)	実質収支額 (A)－(B)－ (C)
一般会計	94,274,348	89,776,525	505,998	3,991,825
用地取得特別会計	732,016	732,016	0	0
墓園事業特別会計	47,607	43,812	0	3,795
一般会計等合計(A)	95,053,971	90,552,353	505,998	3,995,620
標準財政規模(B)				44,759,540
(A)/(B) (%)				8.92
実質赤字比率(%)				—

※ 歳入及び歳出はそれぞれの会計の重複額を控除した純計による。また、支払繰延額及び事業繰越額はそれぞれの会計で皆無であるため、記載を省略している。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定となる会計及びそれぞれの決算状況は次表のとおりです。全会計合計で連結実質赤字は生じていないため、連結実質赤字比率は「—」（連結実質赤字なし）となります。

全会計に係る実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (A)	算入 地方債 (D)	歳出総額 (B)	翌年度へ繰越 すべき財源 (C)	解消可能 資金不足 額 (E)	実質収支額 (A)－(B) －(C)－ (D)＋(E)
一般会計等	95,053,971		90,552,353	505,998		3,995,620
水道事業会計	4,451,930		765,173	—		3,686,757
工業用水道事業会計	134,532		3,313	—		131,219
公共下水道事業会計	991,292		282,301	—		708,991
船舶交通特別会計	235,162		235,162	0		0
簡易水道事業特別会計	94,895		72,599	0		22,296
港湾事業特別会計	311,196		311,129	0		67
鉱泉供給事業特別会計	15,734		13,705	0		2,029
小規模下水道特別会計	1,031,005	4,900	1,030,987	0	4,900	0
駐車場特別会計	10,300		10,299	0		1
国民健康保険特別会計	17,812,040		17,544,163	0		267,877
後期高齢者医療特別会計	2,478,044		2,416,801	0		61,243
介護保険特別会計	18,700,568		17,957,770	0		742,798
全会計等合計(A)						9,618,898
標準財政規模(B)						44,759,540
(A)/(B) (%)						21.49
連結実質赤字比率(%)						—

※ 法適用の水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の歳入総額は、流動資産から控除財源を控除した額を、歳出総額は、流動負債から企業債を控除した額である。また、支払繰延額及び事業繰越額はそれぞれの会計で皆無であるため、記載を省略している。

※ 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額は、事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。控除した後の資金不足額が生じていない場合は、0となる。

3 実質公債費比率

実質公債費比率の状況は、次表のとおりです。

平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年平均で、11.6%となり、早期健全化基準25.0%の基準内となっています。

実質公債費比率の状況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	3か年平均
公債費充当一般財源等額 (A)		11,529,145	11,438,373	11,092,758	
準 元 利 償 還 金	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	
	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,990,117	1,979,960	1,659,005	
	組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	0	0	0	
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	66,079	64,516	55,980	
	一時借入金の利子	0	0	0	
	小 計 (B)	2,056,196	2,044,476	1,714,985	
基準財政需要額算入額 (C)		9,236,271	9,222,142	8,873,777	
標準財政規模 (D)		45,461,590	44,688,367	44,759,540	
実質公債費比率 (%) ((A) + (B) - (C)) / ((D) - (C))		12.0	12.0	11.0	11.6

※分子となる (A) 及び (B) の額は、特定財源を控除した後の額を記載している。

4 将来負担比率

将来負担比率の状況は、次表のとおりです。

充当可能財源等が将来負担額より大きいため、「―」（将来負担なし）となっており、早期健全化基準 350.0%の基準内となっています。

将来負担比率の状況

(単位：千円、%)

将来負担額			充当可能財源等		差 引
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	
地方債の現在高	72,950,158	71.4	充当可能基金	27,014,471	
債務負担行為に基づく支出予定額	261,176	0.3	充当可能特定収入	2,530,009	
公営企業債等繰入見込額	19,006,982	18.6	基準財政需要額算入見込額	75,912,084	
組合等負担等見込額	0	0.0			
退職手当負担見込額	9,902,578	9.7			
設立法人等の負担見込額	0	0.0			
連結実質赤字額	0	0.0			
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0			
合 計 (A)	102,120,894	100.0	合 計 (B)	105,456,564	(ア) △3,335,670
標準財政規模 (C)	44,759,540		基準財政需要額算入公債費等の額 (D)	8,873,777	(イ) 35,885,763
将来負担比率 (%) (ア) / (イ)					—

5 資金不足比率

公営企業の令和2年度決算に係る経営健全化比率は次のようになっています。全公営企業において資金不足は生じていないため、それぞれの会計の資金不足比率は「―」（資金不足なし）となっています。

各公営企業の会計別資金不足比率

(単位：千円、%)

特別会計の名称	実質収支額・ 資金剰余(不足) 額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	3,686,757	3,054,091	―	20.0
工業用水道事業会計	131,219	22,600	―	
公共下水道事業会計	708,991	2,375,390	―	
船舶交通特別会計	0	66,570	―	
簡易水道事業特別会計	22,296	5,912	―	
港湾事業特別会計	67	154,769	―	
鉱泉供給事業特別会計	2,029	12,239	―	
小規模下水道特別会計	0	242,664	―	

6 各比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実質赤字比率	―	―	―	―	―
連結実質赤字比率	―	―	―	―	―
実質公債費比率	12.6	12.8	12.4	12.2	11.6
将来負担比率	17.4	11.8	1.6	―	―

健全化判断比率等の概要について

(1) 実質赤字比率

(算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち公営事業会計以外のものにおける実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率のことです。実質赤字とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額（繰上充用額）のほか、実質上の歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額（支払繰延額）と事業を繰り越した額（事業繰越額）の合計額のことです。

(2) 連結実質赤字比率

(算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

連結実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等の会計のみならず、公営事業に係る特別会計を含めた、当該団体の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことです。なお、公営企業の場合の実質赤字額は、資金不足額で表されます。

※「資金不足額」については、(5) 資金不足比率をご参照ください。

(3) 実質公債費比率

(算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3 か年平均)

・ 準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期限を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合、地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことです。

(4) 将来負担比率

(算式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、ストックの指標と呼ばれています。

(5) 資金不足比率

(算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：【法適用企業】

(流動負債＋建設改良費以外の経費に財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

【法非適用企業】

(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外の経費に財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

- ・ 事業の規模：【法適用企業】

営業収益の額－受託工事収益の額

【法非適用企業】

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額